

第20回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月8日（金）午後3時00分～午後3時10分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 田中敏明 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第20回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第20回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番松島章倫委員、同じく4番天谷雄一委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第56号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（田中）	<p>議案第56号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。なお、面積欄記載の数値は、太陽光パネルの支柱の面積であり、それ以外の部分については耕作をするという趣旨であります。</p> <p>営農型太陽光発電設備については法律で、一時転用であれば認められることとなっております。一時転用の場合、最長でも3年間という決まりでして、3年ごとに一時転用を繰り返す必要がありますが、近年、法律が改正されて、認定農業者が行う場合には10年間認められることとなりました。本申請についてはそれに該当しないので、2回目の申請で、改めて3年間の一時転用許可を取るという内容になっております。</p> <p>資料につきましては1ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまし</p>

会長（天谷）	て、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。
3番（松島）	<p>3番松島です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電設備として平成28年に一時転用許可が下りており、現在は適切に耕作されておりました。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中）	<p>報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。平成31年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、7ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第20回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

平成31年3月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松島 章倫

委員 天谷 雄一